

平成二年十月二十四日提出
質 問 第 四 号

チエルノブイリ原子力発電所事故における放射線障害救援に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

平成二年十月二十四日

提出者 近江巳記夫

衆議院議長 櫻内義雄殿

チェルノブイリ原子力発電所事故における放射線障害救援に関する質問主意書

チェルノブイリ原子力発電所事故による被害は、四年経過した現在でも拡大傾向が見られ、国際的にもその実態が憂慮されている。そのため、政府は現状の正確な把握と情報収集に努めるべきである。

国連においては、放射線障害者に関する決議等が進められており、すでに世界数力国は放射線障害者を受け入れ、治療や費用負担などの救援を実施している。

このような状況に鑑み、我が国も九月六日、シェワルナゼ、中山両外務大臣の覚書を踏まえ、人道的見地から被爆国の経験を生かし、放射線障害者の受入れを始め資金援助、医療協力、情報提供など積極的な協力を進めることが重要かつ緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 政府は、ソ連からの正式要請があれば、医療面の協力を進める用意があるとしているが、被爆国日本の経験を生かし人道的立場から、待ちの姿勢でなく積極的に救援の手を差し伸べるべきだと思いが、政府の見解を明示されたい。

二 被害実態の調査協力や放射線障害者などの治療のため、医師、薬剤師、放射線技師等各種専門家の派遣や機器、医薬品等の提供について、一層積極的に講ずる必要があると思いが、政府の見解を明示されたい。

三 我が国の放射線医学総合研究所の研究蓄積・データやIAEA(国際原子力機関)が指摘する放射線影響研究所の治療・研究を役立たせるためには、積極的な医療情報を提供する必要があると思いが、政府の見解を明示されたい。

四 放射線障害者や付添人の受入れ、治療など放射線障害者救援のための体制を積極的に進める必要があると思いが、政府の見解を明示されたい。

五 IAEAにおいて計画されている「チェルノブイリ国際研究センター」に対する資金・技術協力など我が国の対応について政府の見解を明示されたい。

六 ソ連政府は、チェルノブイリ事故対策費として多額の財政負担があったことを公表しているが、我が国は国際救援の観点から何らかの資金援助を実施する必要があると思うが、政府の見解を明示されたい。

右質問する。